

区市所轄私立専修学校については、各区市私立専修学校事務主管課長宛てに別途通知。詳細は各区市にお問い合わせください。

6 生私行第 4 2 4 0 号
令和 7 年 2 月 7 日

東京都知事所轄
各私立専修学校長 殿

東京都生活文化スポーツ局
私学部私学行政課長 福本 卓也
(公印省略)

**専修学校の課程設置及び目的変更認可申請並びに
学科の設置廃止・名称の変更等における審査等について（通知）**

平素から東京都の私学行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

課程設置及び目的変更（以下、「課程設置等」という。）に係る申請については、私立学校審議会への諮問が必要となりますが、生徒の確保見込みや教育課程に係る質の確保などについて検討が不十分と見られる申請が見受けられます。

特に、既設の分野（目的に応じた 8 分野）内にて、教育課程、教員体制、学校施設や設備に大幅な変更があり、学校の目的を変更しなければならない内容にも関わらず、目的変更認可申請が行われず、学則変更の届出で学科の設置廃止等がなされている学校が見受けられる状況です。

専修学校は、柔軟な教育課程編成により、時代のニーズに即した職業人材を輩出しています。また、先般の学校教育法改正等を受けて、高等教育機関としての質の保証がより一層求められています。

専修学校の課程設置等に関する基準については、学校教育法等の関係法令、専修学校設置基準、東京都私立専修学校設置認可取扱内規及び東京都私立専修学校設置認可取扱要領により規定しているところですが、昨今の申請及び申請相談状況を踏まえ、都内専修学校において生徒に対する教育の質の確保を図っていくためにも、これらの基準に基づく審査の観点について下記のとおりお示しします。

つきましては、課程設置等の認可申請を行う場合には、都では記 1 の観点を踏まえ、審査を行いますので、必ず検討を行った上で、書類提出やヒアリング、現地調査等でのご対応をよろしく願いたします。

また、学科の設置廃止や名称変更等に伴う、事前相談や学則変更届の提出を行う際には、記2に記載のとおり、目的変更該当しないか十分ご確認頂くとともに、実質的に目的変更該当する場合には、届出ではなく目的変更に係る認可申請をするようお願いいたします。

目的変更該当するか判断に迷われる際は、下記都担当者まで速やかにご相談いただくようお願いいたします。

なお、本通知の発出をもって、「専修学校の課程設置認可及び目的変更認可に関する留意事項等について（通知）」（令和6年10月10日付6生私行第2738号）は廃止します。

記

1 専修学校の課程設置等認可申請における審査等について

(1) 課程設置等認可申請における学校側の検討必須項目

- 生徒の確保について
 - ・若年人口減少が進む中での生徒定員確保の確実性や受け入れる生徒像の明確化
- 教育課程に係る質の確保について
 - ・教育内容の独自性や、受け入れる生徒像・育成する人材像との適合性
- 教育環境及び学校の施設・設備の充実について
- 生徒の進路見通しについて
 - ・設置課程の就職ニーズや卒業後の進路イメージ
- 審査期間や募集期間を含めた開校準備期間の確保について
- 学校運営の安定性や継続性、経営の展開について
- 特に、高等課程については、
 - ・指定養成施設や資格試験を伴わない場合の教育の質の担保
 - ・専門課程との教育課程の接続や関連性
 - ・高校相当年齢の生徒に対応する教員体制（責任ポストにおける教育経験者の配置）や生徒支援（メンタルケア）
 - ・専門課程との兼任がありうる場合は特に、教員の適切な配置管理や課程間の連携、資質向上に向けた方策について
- 特に、通信制学科の設置（目的変更）については、
 - ・十分な教育効果が得られること
 - ・学修継続を可能とする生徒支援の充実

(2) 課程設置等における申請期限について

私立学校審議会での十分な審議期間及び認可後の生徒募集期間を確保するため、以下のとおり都への提出期限を設けます。

- 4月課程設置等の場合・・・前年度9月末まで
- 10月課程設置等の場合・・・前年度3月末まで

※学校設置の場合は、引き続き、東京都私立専修学校設置認可取扱内規 第13 及び同取扱要領 11 のとおりです。

(3) 部会調査について

課程設置等の認可に関する私立学校審議会の審議にあたっては、都の担当者による現地調査に加えて、事案に応じ、私立学校審議会委員による部会調査を実施する場合があります。

2 専修学校における学科の設置廃止・名称の変更等に関する審査について

(1) 目的変更該当する場合

①学則の目的の文言の変更

②目的に応じた分野(※)の変更又は新設、廃止を伴う学科の設置及び廃止

※「目的に応じた分野」(8分野)

工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係及び文化・教養関係

③通信制学科の設置(②該当の有無に関わらず全て)

④教育上の基本となる教育課程や教育組織(教員体制、施設・設備など)に一定程度の変更が生じる学科や学科内専攻(コース)の新設・変更

※校名又は学科名が変更される際も、上記①～④に該当しないか、ご確認ください。

(2) 学則における目的に記載すべき事項について

学則に記載する学校の「目的」については、網羅的・包括的又は曖昧な記載ではなく、各学校が行う教育内容や育成する人材像について具体的に記載してください。

なお、本通知をもって、既に認可している既設校の目的の変更を求めるものではありませんが、新たに学科等を新設、変更する場合は、上記趣旨を踏まえて適切な対応をお願いします。

【網羅的・包括的又は曖昧な記載例】

本校は、学校教育法に基づき職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は、教養の向上を図ることを目的とする。

(3) その他

学科の設置廃止や名称変更等の検討や学則変更届の提出を行う際には、別紙「学則変更に関する検討・届出を行う際の注意点について」を参考の上、目的変更認可申請又は学則変更届の提出を行って頂くようお願いいたします。また、目的変更該当の有無について判断に迷う場合は、都担当者まで速やかに相談してください。

【問合せ先】

東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課

専修各種学校担当 03(5388)3192

S1121502@section.metro.tokyo.jp

学則変更に関する検討・届出を行う際の注意点について

専修学校において、校名変更や、教育上の基本となる教育課程や教育組織（教員体制、施設・設備など）に一定程度の変更が生じる学科や学科内専攻（コース）などの新設・変更は、実質的に学校の目的の変更となる場合があります。

学科の新設廃止や名称変更等の検討や学則変更届の提出を行う際に目的変更該当の有無について判断に迷う場合は、都まで速やかに相談を行ってください。

なお、専ら外国人を対象とする日本語学科の設置については、東京都私立専修学校設置認可取扱要領12（4）に基づき、語学系の学校又は語学系の課程を設置している学校に限り認められている点もご留意ください。

